

2022 年度入学生用
(令和 4 年度)

農学研究科要覧

教育目的・履修要項



大阪公立大学大学院 農学研究科

目次

I. 農学研究科の教育目的および教育目標	4
----------------------	---

II. 履修要項（全専攻共通）

1. 専攻の名称, 修了時の学位, 入学定員	8
2. 学年・学期・授業期間等	8
3. 授業時間	9
4. 授業科目の種類	9
5. 授業科目の単位, 単位制	9
6. 履修課程と履修上の注意	10
7. 科目ナンバリングのルール	12
8. 履修登録	12
9. 成績評価・試験	13
10. 成績評語と GPA 制度	14
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）	15
12. 長期履修制度の利用について	15
13. 定期試験受験心得	16
14. 成績評価についての異議申立	17
15. 休講・欠席について	17
16. 他大学院との単位互換制度	19
17. 前期終了時の修了	19
18. 年限短縮等	19
19. 学籍について	21
20. 修学上の配慮・支援について	22
21. 転研究科・転専攻	22
22. 修了要件	22
23. 学位論文と学位	22
24. 大学院共通教育科目履修課程表	23
25. 教育職員免許状の取得	28
26. 農学研究科 教員一覧	28

III. 履修要項（応用生物科学専攻）

1. 教育目的および教育目標	30
2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	32
3. 学位授与申請資格・学位審査基準	35

4. 専門科目履修課程表	37
--------------	----

IV. 履修要項（生命機能化学専攻）

1. 教育目的および教育目標	40
2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	42
3. 学位授与申請資格・学位審査基準	45
4. 専門科目履修課程表	47

V. 履修要項（緑地環境科学専攻）

1. 教育目的および教育目標	50
2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	52
3. 学位授与申請資格・学位審査基準	55
4. 専門科目履修課程表	57

VI. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

別表 農学研究科 教員一覧	64
---------------	----

I . 農学研究科の 教育目的および教育目標

農学研究科の教育目的および教育目標

■教育目的

研究科においては、多様な生命体や自然環境が持つ仕組みや働きを生物学、化学、生態学および環境学をはじめとする様々な観点から理解することに重点をおいた教育を行うことで、国内外で直面している課題の解決に活用する能力を有し、農学が関連する産業分野あるいは行政などで高度専門職業人として活躍できる人材を養成する。加えて豊かな教養と問題解決能力、高い倫理観と創造力を通して、社会の多方面で活躍できる能力を身に付けた人材を養成する。

博士前期課程は、研究科の各専攻における専門的知識を修得するとともに、その知識に基づいた研究技術やプレゼンテーション技術を身に付け、主体的に研究課題から問題を抽出して論理的に解決へと導く能力を修得することで、国際的な視野を持ち、先端化・多様化する農学が関連する幅広い分野で活躍できる能力を身に付けた人材を養成する。

博士後期課程は、研究科の各専攻における高度な専門的知識や技術を修得するとともに、高い研究倫理のもとに、総合的な視野や洞察力、独創的かつ論理的な思考能力、課題対応力、自立的な研究推進能力を身に付けることで、国際的な視野を持ち、先端化・多様化する農学が関連する専門分野で活躍できる能力を身に付けた人材を養成する。

(農学研究科規程 第2条)

■教育目標

＜博士前期課程＞

1. 多様な生命体や自然環境が持つ仕組みや働きを生物学、化学、生態学および環境学をはじめとする様々な観点から理解するとともに、それらを現代社会が抱える問題解決に応用する能力を身に付けている。
2. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て、研究課題を適切に設定する能力を身に付けている。
3. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する専門知識に基づき、研究課題の検証を実践し、得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力、問題解決能力を身に付けている。
4. 農学研究科の各専攻の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え、総合的視野で多面的に物事を考える能力を身に付けている。
5. 英語によるコミュニケーション、プレゼンテーションの経験を通して、国際的視

野を持ち、世界で活躍できる能力を身に付けている。

6. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより、社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付けている。
7. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する修士論文の作成・発表を通して、学術論文を調査・解析し、研究成果を論理的に記述する能力および発表する能力を身に付けている。

<博士後期課程>

1. 多様な生命体や自然環境が持つ仕組みや働きを生物学、化学、生態学および環境学をはじめとする様々な観点から理解するとともに、それらを現代社会が抱える問題解決に応用する能力を身に付けている。
2. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て、研究課題を適切に設定する高度な学術研究能力を身に付けている。
3. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する専門知識に基づき、研究課題の検証を実践し、独創的かつ柔軟性に優れた自立的研究能力を有する研究者として得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力、問題解決能力を身に付けている。
4. 農学研究科の各専攻の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え、総合的かつ多面的な視野と深い専門的学識を身に付けている。
5. 英語によるコミュニケーション、プレゼンテーションの経験を通して、国際的視野を持ち、世界で活躍できる高度な学術研究能力を身に付けている。
6. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより、社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付けている。
7. 農学研究科の各専攻の研究領域に関する博士論文の作成・発表を通して、学術論文を調査・解析し、研究成果を論理的に記述する能力および発表する能力とともに、国際的な論文を執筆する能力を身に付けている。

(農学研究科ディプロマポリシーより)

《 余白 》

Ⅱ．履修要項 (全専攻共通)

1. 専攻の名称, 修了時の学位, 入学定員

博士前期課程 (標準修業年限: 2 年)

専攻	学位	定員
応用生物科学専攻	修士 (農学) (Master of Agriculture)	25
生命機能化学専攻		30
緑地環境科学専攻		20

博士後期課程 (標準修業年限: 3 年)

専攻	学位	定員
応用生物科学専攻	博士 (農学) (Doctor of Agriculture)	3
生命機能化学専攻		4
緑地環境科学専攻		3

2. 学年・学期・授業期間等

学 年: 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

学 期: 前期: 4 月 1 日～9 月 23 日

後期: 9 月 24 日～翌年 3 月 31 日

休業日:

- ① 日曜日および土曜日 (授業調整日を除く)
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (祝日授業日を除く)
- ③ 春季休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで
- ④ 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 23 日まで
- ⑤ 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 7 日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は, 各年度当初に定められる「学事日程」により
ます。「学事日程」は, 毎年度, 本学 Web サイトなどで確認してください。

ただし, 担当教員が必要と認めたときは, その他の期間に授業や試験が行われるこ
とがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00 - 10:30
2 時限	10:45 - 12:15
3 時限	13:15 - 14:45
4 時限	15:00 - 16:30
5 時限	16:45 - 18:15

4. 授業科目の種類

授業科目は、大学院共通教育科目、専門科目、研究指導科目、資格科目に区分されています。

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。これらの科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、本研究科の各専攻によって「専門科目」および「研究指導科目」が開設されています。

科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	農学研究科
研究指導科目	

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。

各科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

本研究科においては、単位の算定は、講義科目については 15 時間をもって 1 単位、演習科目については 30 時間をもって 1 単位、実験・実習科目については 90 時間をもって 1 単位とします。

授業形態	授業時間	単位数
講義	毎週 1 時間 15 週	1 単位
演習	毎週 2 時間 15 週	1 単位
実験・実習	毎週 6 時間 15 週	1 単位

※一般に 1 時間は 45 分授業を意味しており、2 時間は 90 分授業（1 時限）に相当します。

6. 履修課程と履修上の注意

（1）大学院共通教育科目

大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載されています。

（2）専門科目

本研究科の各専攻において開設されている専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択の区分は、本冊子に記載の各専攻履修課程表を参照してください。

（3）研究指導科目

博士前期課程、博士後期課程を修了し学位を授与されるためには、学位論文を提出し審査を受ける必要があります。本研究科の各専攻において開設されている研究指導科目では、学位論文作成に向けた研究指導や論文作成指導等を行います。研究指導科目の内容は研究指導教員によって異なります。

（4）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…各専攻の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

(5) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (**Moodle**) 等によるオンラインで行うことがあります。

(6) 集中講義について

毎週開講される授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (**UNIPA**) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず履修登録してください。

(7) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーは、シラバスを参照してください。)

② 相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(大学院生用)」やシラバス)を参考にし、「履修要項」を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各研究科教務担当または研究指導教員等に相談してください。

(8) 他の研究科等の授業科目の履修

研究科において必要と認める場合は、当該研究科の他の専攻の授業科目または他の研究科の授業科目を履修することができます。修得した単位を修了要件に含めることはできません。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。また、履修登録の方法は「履修登録の手引(大学院生用)」を参照してください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1, 2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が

2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A, B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J1
①			②			③	④	⑤			⑥	⑦

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期の定める期日まで (4 月上旬・9 月中旬) に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 履修課程表にある配当年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として、次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・ 同一時限に、2 科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。

③ 履修登録の確認

履修登録締め切り後の履修登録確認日に、学生ポータル (UNIPA) の「学生時間割表」画面上にて履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日に登録内容を

点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

④ GPA 対象科目の履修中止について

履修登録修正期間以降は、原則として登録内容の変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- (a) 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- (b) 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

履修中止手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

(2) シラバス

シラバスには、授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学修計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます。（定められた期間を除く。）

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。

試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。

試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局（各研究科または国際基幹教育機構）によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2 親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に欠席理由を証明する書類を添えて各科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。また、定期試験で不合格となった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP（Grade Point）を割り当てて、その平均を取ったものを GPA（Grade Point Average）といいます。学生の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、ただ修了するために必要な単位を修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{当該学期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{※当該学期に履修登録した総単位数}}$$

※GPA 対象科目のみ

評語、基準、100 点方式による素点 および GP（Grade Point）

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1

F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、履修登録した全ての科目です。ただし、単位認定された科目、修了に必要な単位に算入されない科目、成績評価基準に基づく評価をしない科目で合格となった科目は GPA 算出の対象から除かれます。

成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{(\text{終了した各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数}) \text{の合計}}{\text{※終了した各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

※GPA 対象科目のみ

11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 15 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、入学前までに各研究科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えることはできません。

12. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

事情が解消した場合には短縮を申し出ることもできます。

長期履修制度の詳細については、各研究科教務担当に確認してください。

13. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に指定された場所で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象

になる事もあります。

(16) いかなる試験においても自己または他者のために不正行為をしてはいけません。

14. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議申立を行うことができます。

(1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りと思われるもの

(2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

15. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

① 気象条件の悪化による授業の休講について

大阪市、堺市、羽曳野市、泉佐野市のいずれか、またはこれらの市を含む地域に暴風警報、または特別警報が発令されているときは、原則として全ての授業を休講とします。（定期試験を含む。）ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、暴風警報または特別警報が発令された場合は、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。（実習施設の所在地を含む地域に暴風警報または特別警報が発令された時は実習を行いません。）

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

（注意事項）上記にかかわらず、暴風警報、特別警報が発令された時や居住地域に避難勧告が発令された時は、自らの身の安全を最優先に行動してください。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く。）を行った場合の授業は原則として休講とします。（定期試験を含む。）ただし、別表のとおり

り運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● 中百舌鳥キャンパス

- ・ 南海高野線全線運休
- ・ JR 阪和線全線および南海本線全線が同時運休
- ・ JR 大阪環状線全線および **Osaka Metro** 御堂筋線全線が同時運休

③ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（**Moodle**）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします。（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます。）ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

（別表）

● 中百舌鳥キャンパス

警報解除(①)・運行再開(②)・ 授業支援システムの復旧(③)の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	－	全授業
～午前 11 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 11 時を過ぎても解除されない場合	全授業	－

④ その他注意事項

対面授業の実施と併せてオンライン中継する授業の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講となる場合は休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害が発生した際は休講にする場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（**UNIPA**）により周知します。

（2）授業欠席時の取り扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、忌引、交通遅延、各種実習、介護等体験、クラブ活動等）の如何を問わず原則として欠席届を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の取り扱いについては、授業担当教員の裁量によります。欠席届は、学生ポータル（**UNIPA**）＞学生 **Navi**＞「授業・履修」からダウンロードで

きます。

また、「**9. 成績評価・試験**」の「(3) 追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。報告方法等については「学生生活ガイドブック」で確認してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、欠席届に加えて、裁判所からの呼出状（写）等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

16. 他大学院との単位互換制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。その際に、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議等に基づき、本研究科会議の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、**15 単位**まで修了に必要な単位として認められることがあります。

なお、入学前の既修得単位として認定された単位数と合わせて **20 単位**を超えることはできません。

17. 前期終了時の修了

博士前期課程において在学期間が **2 年以上**で、修了に必要な単位を修得した学生は **3 月末**だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

学位の申請については、「**23. 学位論文と学位**」を参照してください。

18. 年限短縮等

(1) 年限短縮

博士前期課程・博士後期課程のいずれの場合も、優れた研究業績を上げた学生は修業年限が短縮されることがあります。

詳細については、各研究科教務担当に問い合わせてください。

（２）在学期間短縮制度

博士前期課程では、大学院学則第 10 条に定める博士前期課程の入学資格を得た後に修得した単位（例：大学卒業後に修得した大学院科目。本学入学前に修得した場合を含む。）を、本研究科に入学する前に修得した単位として、本研究科において既修得単位の認定（前述の「11. 既修得単位の認定」を参照）を行った上で特に認めた場合に限り、その単位の修得にかかった期間等を考慮し、1 年を超えない範囲で研究科が期間を定め博士前期課程の在学期間とみなす（以下「みなし在学期間」という。）ことがあります。

なお、この制度を用いて博士前期課程を修了する場合の在学期間は、博士前期課程に 1 年以上在学し、博士前期課程の在学期間と「みなし在学期間」をあわせた在学期間の合計が、原則として標準修業年限である 2 年を超える必要があります。

詳細は、入学前既修得単位認定申請の際に研究科教務担当に確認してください。

○制度を利用する場合の具体例

博士前期課程	標準修業年限 〔年〕	実際に在学 する期間 〔年〕	制度を利用する具体的な例
通常	2	2	—
修業年限の短縮 （早期修了）	2	1	博士前期課程において優れた研究業績を上げた者
在学期間の短縮 （みなし在学期間が 1 年の場合）	2	1 （注 1）	入学資格を得た後に科目等履修制度を利用して単位を修得した者
在学期間の短縮かつ 修業年限の短縮 （早期修了）	1	1 （注 2）	入学資格を得た後、科目等履修制度を利用して単位を修得した者で、入学後優れた研究業績を上げた者

（注 1）1 年間に在学したとみなすため、形式上の在学期間は 2 年。

「みなし在学期間」が半年の場合は、実際に在学する期間は 1.5 年になる。優れた研究業績は必要ありません。

（注 2）少なくとも 1 年以上在学するものとします。

「みなし在学期間」が 1 年の場合は、在学期間 1 年での早期修了。

「みなし在学期間」が 0.5 年の場合は、在学期間が 1.5 年での早期修了。

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が許可されることがあります。

なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は 3 月 31 日、後期からの休学の場合は 9 月 23 日）までに行わなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して 2 年を超えることができません。また、休学期間は在学年数に算入しません。

なお、学年進行の時期は 4 月、9 月（10 月）入学生は 9 月となります。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する月の前月の末日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合等で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

病気その他やむを得ない理由で退学または除籍となり、その後 2 年以内に再入学を願い出た場合は、各研究科の教授会の選考を経て、再入学が許可されることがあります。

学籍に関する手続き等の詳細については、教育推進課に問い合わせてください。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各研究科教務担当に申し出てください。

21. 転研究科・転専攻

入学時に各自の研究科，専攻が決定されますが，入学後の変更は当該研究科等の教授会の意見を聴いて許可されることがあります。

22. 修了要件

博士前期課程，博士後期課程の修了要件については，以下のとおりです。

・修了に必要な単位

課程 専攻 科目区分 ＜区分＞		博士前期			博士後期
		応用生物科学	生命機能化学	緑地環境科学	応用生物科学/ 生命機能化学/ 緑地環境科学
大学院共通教育科目 ＜必修＞		1 単位	1 単位	1 単位	1 単位
研究指導科目 ＜必修＞		14 単位	14 単位	14 単位	18 単位
専門 科目	＜必修＞	5 単位	7 単位	5 単位	—
	＜選択＞	(※) 10 単位以上	(※) 8 単位以上	(※) 10 単位以上	—
合 計		30 単位以上			19 単位以上

(※) 大学院共通教育科目のうち，「イノベーション創出型研究者養成」（2 単位）を含めることができます。

・必要な研究指導を受けたうえ，学位論文の審査および最終試験に合格すること。

23. 学位論文と学位

(1) 学位の授与

学位は、博士前期課程および博士後期課程にそれぞれ在学して所定の単位を修得し、論文の審査および最終試験に合格した者に授与します。

学位の種類は、大阪公立大学学位規程に基づき、博士前期課程にあつては「修士（農学）」、博士後期課程にあつては「博士（農学）」です。

リーディングプログラムコースの修了を認定された者には、博士の学位に「システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム」修了を付記した学位記を交付します。

(1) -1. 在学期間

- ① 博士前期課程においては2年以上在学すること。ただし、在学期間が、4年を超えることはできません。

なお、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と本研究科会議が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとします。

- ② 博士後期課程においては3年以上在学すること。ただし、在学期間が、6年を超えることはできません。

なお、博士課程の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科会議が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとします。

*修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者が、博士後期課程に入学した場合の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科会議が特に認めた場合に限り1年以上在学すれば足りるものとします。

(1) -2. 修了に必要な単位

修了に必要な単位については、「22. 修了要件」を参照してください。

(1) -3. 学位論文

上記の(1) -1.および(1) -2.の要件を満たす（見込も含む。）場合に学位論文を提出し、審査を受けることができます。

(1) -4. 申請期限

- ① 修士 3月および9月に所定の単位を修得する見込みのある者にあつては、それぞれ1月31日および7月31日（その日が土・日・祝日にあたるときは、前日または前週の金曜日）。それ以外の者にあつては、教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。
- ② 博士 3月および9月に修了を希望する者にあつては、それぞれ1月10日

および7月10日（その日が土・日・祝日にあたるときは、前日または前週の金曜日）。それ以外の者にあつては、教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。

（1）-5. 最終試験等

- ① 修士の場合 修士論文を提出した者につき、学位論文を中心に最終試験を行います。学位審査基準については、各専攻の学位授与申請資格・学位審査基準を参照してください。
- ② 博士の場合 博士論文を提出した者につき、学位論文を中心に最終試験を行います。学位審査基準については、各専攻の学位授与申請資格・学位審査基準を参照してください。

（1）-6. リーディングプログラムコースの修了要件

リーディングプログラムコースの学生は、上記の（1）-1. ～5. の要件を満たしたうえで、リーディングプログラムコースの修了要件を満たすことが必要です。

（2）学位論文申請手続等

学位論文の申請については「学位論文審査実施要領」および以下の記載事項を参考に手続きを進めてください。（「学位論文審査実施要領」および所定の様式については農学研究科 **Web** サイトからダウンロードできます。）

■修士論文

申請者はあらかじめ研究指導教員から承認を得たうえで、申請してください。

【申請手続】

(1) 申請書類

- | | |
|-----------------------|---------|
| (i) 学位授与申請書（様式第1号その1） | 1部 |
| (ii) 修士論文題目（様式8号） | 1部 |
| (iii) 学位論文 | 正本および写し |
| (iv) 学位論文の要旨 | 正本および写し |

(2) 提出先

申請書類 (i) および (ii) . . . 教育推進課（農学教務担当）
 申請書類 (iii) および (iv) . . . 研究指導教員

(3) 提出期限

3月修了 1月31日（その日が土・日・祝日にあたるときは前日または前週の金曜日）
 9月修了 7月31日（その日が土・日・祝日にあたるときは前日または前週の金曜日）
 それ以外 教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。

(4) 審査の流れ

3月修了 9月修了
 (1月31日) (7月31日)

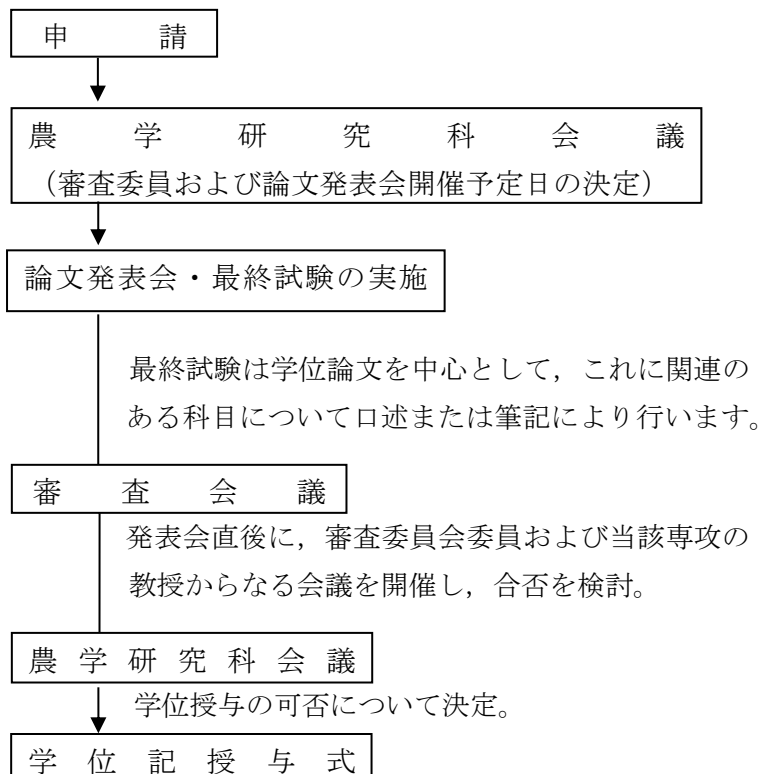
(2月上旬) (8月上旬)

(2月中旬) (8月上旬～中旬)

(発表会直後)

(3月上旬) (8月下旬)

(3月下旬) (9月下旬)



*3月・9月修了以外の日程は教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。

■博士論文

申請者はあらかじめ研究指導教員から承認を得たうえで、申請してください。

【申請手続】

(1) 申請書類

- | | | |
|--------|------------------------|-----|
| (i) | 学位授与申請書（様式第1号その1） | 1部 |
| (ii) | 学位論文冊子体 | 3部 |
| (iii) | 学位論文の電子ファイル | 1部 |
| (iv) | 論文要旨 | 30部 |
| (v) | 論文目録（様式第2号） | 1部 |
| (vi) | 履歴書（様式第3号） | 1部 |
| (vii) | 申請者紹介（様式第4号） | 1部 |
| (viii) | 承諾書（様式第5号） | |
| (ix) | 学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書 | 1部 |

その他必要書類については、農学研究科「学位論文審査実施要領」を参照してください。

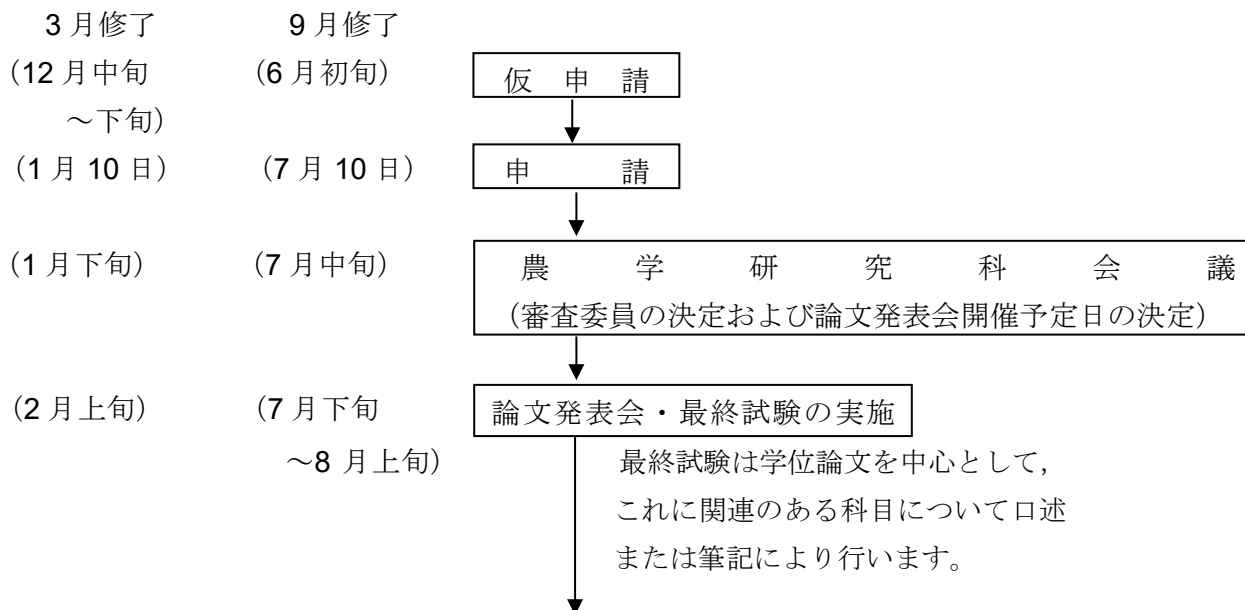
(2) 提出先

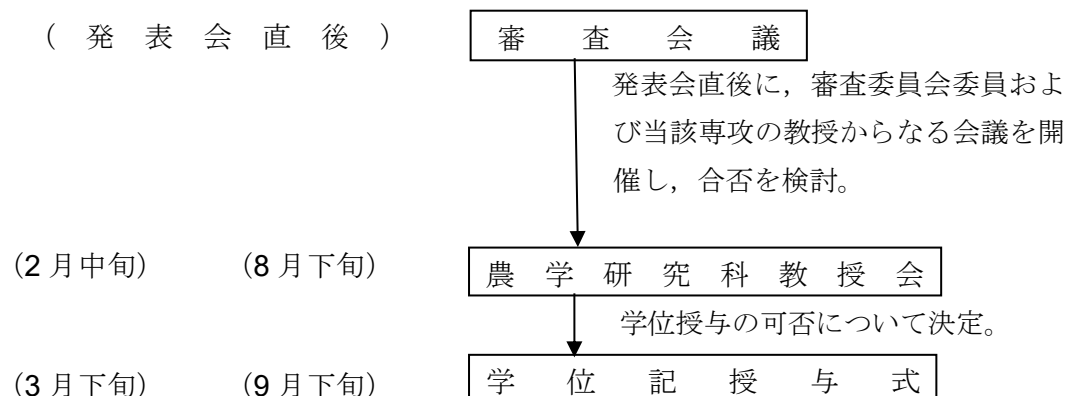
教育推進課（農学教務担当）

(3) 提出期限

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 3月修了 | 1月10日（その日が土・日・祝日にあたるときは前日または前週の金曜日） |
| 9月修了 | 7月10日（その日が土・日曜日にあたるときは前日または前週の金曜日） |
| それ以外 | 教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。 |

(4) 審査の流れ





* 具体的な日程および 3 月・9 月修了以外の日程は教育推進課（農学教務担当）に問い合わせてください。

24. 大学院共通教育科目履修課程表

本学の国際基幹教育機構が開設する下記の科目については，それぞれの課程区分に従って受講することができます。大学院共通教育科目の履修については，別途配付の「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」を参照してください。

課程区分	科目名	開講期	
		単位数 ※1,※2	
		前期	後期
※3 博士前期課程	研 究 公 正 A	①	①
	イノベーション創出型研究者養成	2	
	科 学 英 語	2	2
	A c a d e m i c W r i t i n g	2	
	A c a d e m i c P r e s e n t a t i o n	2	
	大 学 院 キ ャ リ ア デ ザ イ ン 演 習	2	
	大学院キャリア形成論—学問・大学と社会	1	
	戦 略 的 シ ス テ ム 思 考 力 演 習 1	2	
	戦 略 的 シ ス テ ム 思 考 力 演 習 2		2
	医 療 の 品 質 管 理 A	2	
	グ ロ ー バ ル 経 営 特 論		2
	化 学 産 業 論	1	
	バ イ オ デ ザ イ ン	2	
	人 権 問 題 論	2	
	大 学 教 育 基 礎 演 習	1	

博士後期課程	研 究 公 正 B	①	①
	イノベーション創出型研究者養成 1	2	
	イノベーション創出型研究者養成 2A	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2B	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2C	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2D	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2E	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2F	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2G	1	
	イノベーション創出型研究者養成 2H	1	
	イノベーション創出型研究者養成 3	2	
	イノベーション創出型研究者養成 4	2	
	医 療 の 品 質 管 理 B	2	
	大 学 教 育 実 践 演 習	1	

※1 単位数に○を付しているものは必修科目を表し、修了に必要な必修科目の単位数に含めます。

※2 開講期は変更になることがあるため、各年度時間割を参照してください。

※3 博士前期課程の学生は「イノベーション創出型研究者養成」（2単位）のみ修了に必要な選択科目の単位数に含めることができます。なお、その他の科目については修了に必要な選択科目の単位数に算入しません。

25. 教育職員免許状の取得

修士の学位を得たうえ、教育職員免許法に定められた単位を修得している者は、中学校教諭専修免許状「理科」、高等学校教諭専修免許状「理科」を申請できます。希望者は、あらかじめ教育推進課に申し出て指示を受けてください。

26. 農学研究科 教員一覧

本研究科の教員一覧は、別表のとおりです。

Ⅲ. 履修要項 (応用生物科学専攻)

1. 教育目的および教育目標

■教育目的

生物の多様な潜在能力を人類の生活に役立てるため、主に植物を対象とし、食料や資源、有用物質の生産、確保あるいは環境保全などに生物科学を活用し持続可能な社会の構築に貢献する専門的知識を修得した人材を養成する。博士前期課程では、仮説の立案、実験的な検証に基づく思考力、問題解決能力、プレゼンテーションおよびコミュニケーション能力などを身に付け、主体的に問題の設定から論理的かつ実証的解決へと導く能力や国際的な視野を持って、高度専門職業人や研究者として、社会の多方面で活躍できる人材を養成する。博士後期課程では、より高度な専門知識や技術を修得し、独創的な問題設定と解決の能力、自立的な研究推進力、総合的な思考能力、課題対応能力、さらに高い倫理観と社会的観点から広く物事を捉える能力を持って、高度専門職業人や研究者として社会の広範な領域で国際的な視野で応用生物科学分野の進展に寄与する人材を養成する。

(農学研究科規程 第4条)

■教育目標

<博士前期課程>

1. 植物を中心とする生物の性質を分子から生態系のレベルまで統合的に理解することを基礎とし、生物の潜在力を食料や資源の生産、環境保全を通し持続可能な社会の構築に活かすための能力を身に付ける。
2. 先端化、多様化している応用生物科学の研究領域に関して仮説を立て、その検証を実験的に行うことにより、技術者として必要な創造的かつ論理的な思考能力、問題解決能力を身に付ける。
3. 応用生物科学の研究領域に関する専門知識に基づき、研究課題の検証を実践し、得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力、問題解決能力を身に付ける。
4. 応用生物科学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え、総合的視野で多面的に物事を考える能力を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して、応用生物科学の高度な専門技術者として論理的な記述力、スキームなどによる表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション、プレゼンテーションの経験を通して、国際的視野を持ち、世界で活躍できる能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について

学ぶことにより，高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付ける。

8. 応用生物学の研究領域，さらには領域融合型研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する能力を身に付ける。

<博士後期課程>

1. 植物を中心とする生物の性質を分子から生態系のレベルまで統合的に理解することを基礎とし，生物の潜在力を食料や資源の生産，環境保全を通し持続可能な社会の構築に活かすための能力を身に付ける。
2. 先端化，多様化している応用生物学の研究領域に関して仮説を立て，その検証を実験的に行う能力を身に付ける。
3. 応用生物学の研究領域に関する専門知識に基づき，研究課題の検証を実践し，独創的かつ柔軟性に優れた自立的研究能力を有する研究者として得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力，問題解決能力を身に付ける。
4. 応用生物学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え，総合的な視野と深い専門的学識を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して，応用生物学の高度な学術研究者として論理的な記述力，スキームなどによる高度な表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション，プレゼンテーションの経験を通して，国際的視野を持ち，世界で活躍できる高度な学術研究能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより，社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付ける。
8. 応用生物学の研究領域，さらには広領域にわたる研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する高度な能力を身に付ける。

(応用生物学専攻ディプロマポリシーより)

2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

<博士前期課程（応用生物科学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバス等を参考にして個々の学生の指導を行う。
- ③ 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに1名を決定し、さらに1名の副研究指導教員を設ける（研究指導教員が助教の場合は、必ず講師以上の副研究指導教員を設ける）。

（2）副研究指導教員の役割

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導に関する学生からの相談に応じ調整を行う。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員を選択する。
- ② 入学予定者は、原則として入学までに研究指導教員予定者を決定しておく。
- ③ 入学後、専攻教授会において研究指導教員を正式決定する。

（4）研究指導の方法 ※1

① 研究計画の立案（1年次）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献調査方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。

② 研究の遂行（1年次～2年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。
- (3) 研究指導教員は、研究の進捗状況について確認し、研究の進捗状況に応じた指導を行う。

③ 研究経過の中間報告（1年次 10月以降）

学生は、応用生物科学研究プレゼンテーションの授業において研究経過を研究指導教員及び副研究員指導教員に報告し、公開の発表会でその内容を発表する。

④ 修士論文の作成（2年次）

- (1) 学生は、研究成果をもとに修士論文をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

⑤ 修士論文の提出・発表（2年次）

学生は修士論文を指定した期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。

⑥ 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。

※1 （ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合はこの日程に準ずる。

<博士後期課程（応用生物科学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバス等を参考にして個々の学生の指導を行う。
- ③ 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに1名（教授又は准教授）を決定し、さらに2名の副研究指導教員（講師以上）を設ける。

（2）副研究指導教員の役割

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導に関する学生からの相談に応じ調整を行う。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員（教授又は准教授）を選択する。
- ② 入学予定者は、原則として入学までに研究指導教員予定者を決定しておく。
- ③ 入学後、専攻教授会において研究指導教員を正式決定する。

（4）研究指導の方法 ※1

① 研究計画の立案（1年次）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献検索方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。

② 研究の遂行（1年次～3年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。
- (3) 研究指導教員は、研究の進捗状況について確認し、研究の進捗状況に応じた指導を行う。

③ 研究経過の中間報告（2年次10月以降）

学生は、中間報告会において研究経過を報告する。

④ 英文学術雑誌投稿論文の作成（1年次後期～3年次）

(1) 学生は、研究成果をもとに英文学術雑誌への投稿論文を作成する。

(2) 指導教員は、英文学術雑誌投稿論文の構成や英作文、図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導すると共に、投稿、査読・改訂等、投稿論文受理に至るプロセスを指導する。

⑤ 博士論文の作成（3年次）

(1) 学生は、研究成果をもとに博士論文をまとめる。

(2) 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

⑥ 博士論文の提出・発表（3年次）

学生は博士論文を指定した期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。

⑦ 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。

※1 （ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合はこの日程に準ずる。

3. 学位授与申請資格・学位審査基準

<博士前期課程（応用生物科学専攻）>

（1）学位授与申請資格

当該専攻の博士前期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

（2）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第1次審査（審査委員会委員による事前審査）と第2次審査（修士論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会から審議委任された研究科会議において学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。

③ 第2次審査

審査委員会委員の出席する公開の修士論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員により合否を判断する。

（3）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

第1次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性
- (4) 修士論文の構成・体裁

第2次審査は、上記の（1）～（4）に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評定基準

(1) 第1次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員が合否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。

<博士後期課程（応用生物科学専攻）>

（１）学位授与申請資格

当該専攻の博士後期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

また、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として１報以上掲載（受理を含む）されていること。

なお、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として３報以上掲載（受理を含む）されているかそれに準ずる顕著な業績をあげている場合は、大学院学則第 32 条ただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

（２）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第１次審査（審査委員会委員による個別審査）と第２次審査（論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第１次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第１次審査で申請論文が可と評価された場合、第２次審査を行うものとする。

③ 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員の出席する公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および当該専攻教授からなる会議で合否を判断する。

（３）学位論文審査の審査項目と評価基準

① 審査項目

第１次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性・革新性
- (4) 博士論文の構成・体裁

第２次審査は、上記の（１）～（４）に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評価基準

(1) 第１次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員が合否を判断する。出席者の３分の２以上が可と評価した場合を合とする。

4. 専門科目 履修課程表

(博士前期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	専門科目	応 用 生 物 科 学 特 論	1	2	(講)	2		准教授 岡澤 敦司 他	集中講義
		応 用 生 物 科 学 キ ャ リ ア デ ザ イ ン	1	1	(講)	※	※	教 授 小泉 望 他	
		応 用 生 物 科 学 研 究 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	1	1	(講)		1	応用生物学専攻全教員	
		応 用 生 物 科 学 グ ロ ー バ ル プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	2	1	(講)	※	※	中山 裕木子 (非常勤) (株式会社ユー・イングリッシュ 代表取締役)	集中講義
	研究指導科目	応 用 生 物 科 学 ゼ ミ ナ ー ル 1A	1	1	(演)	2		応用生物学専攻全教員	
		応 用 生 物 科 学 ゼ ミ ナ ー ル 1B	1	1	(演)		2		
		応 用 生 物 科 学 ゼ ミ ナ ー ル 2A	2	1	(演)	2			
		応 用 生 物 科 学 ゼ ミ ナ ー ル 2B	2	1	(演)		2		
		応 用 生 物 科 学 研 究 実 験 1A	1	3	(実)	18			
		応 用 生 物 科 学 研 究 実 験 1B	1	2	(実)		12		
		応 用 生 物 科 学 研 究 実 験 2A	2	3	(実)	18			
		応 用 生 物 科 学 研 究 実 験 2B	2	2	(実)		12		
選択科目	専門科目	代 謝 機 能 学 特 論	1・2	1	(講)	1		教 授 太田 大策 准教授 岡澤 敦司 講 師 小川 拓水	
		機 能 ゲ ノ ム 科 学 特 論	1・2	1	(講)	1		教 授 青木 考 准教授 尾形 善之	
		細 胞 分 子 生 物 学 特 論	1・2	1	(講)	1		教 授 稲田 のりこ 講 師 深田 尚	
		食 料 安 全 科 学 特 論	1・2	1	(講)	1		教 授 佐々木 伸大 准教授 山口 夕	
		遺 伝 育 種 学 特 論	1・2	1	(講)		1	教 授 横井 修司 講 師 手塚 孝弘	
		園 芸 生 産 学 特 論	1・2	1	(講)		1	准教授 塩崎 修志 講 師 古川 一	
		植 物 病 理 学 特 論	1・2	1	(講)		1	講 師 和田 光生	
		植 物 分 子 育 種 学 特 論	1・2	1	(講)		1	教 授 東條 元昭 准教授 望月 知史	
		植 物 栄 養 学 特 論	1・2	1	(講)		1	教 授 小泉 望 准教授 岩田 雄二	
		植 物 栄 養 学 特 論	1・2	1	(講)		1	教 授 高野 順平 講 師 松村 篤	
		栽 培 管 理 学 特 論	1・2	1	(講)		1	准教授 大江 真道	
		バ イ オ イ ン フ ォ マ テ ィ ク ス 特 論	2	2	(講)	2		准教授 尾形 善之 教 授 青木 考 教 授 乾 隆 准教授 石橋 宰	
		応 用 生 物 科 学 特 別 講 義 A	1	1	(講)	※	※	山地 直樹 (非常勤) (岡山大学 資源植物科学研究所 准教授)	集中講義
		応 用 生 物 科 学 特 別 講 義 B	1	1	(講)	※	※	平山 喜彦 (非常勤) (龍谷大学 農学部 資源生物科学科 講師)	集中講義
		応 用 生 物 科 学 特 別 講 義 C	1	1	(講)	※	※	野々村 賢一 (非常勤) (国立遺伝学研究所 遺伝形質研究系 准教授)	集中講義

※印は開講期を表す。

- 注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正A」 (1単位) を含む20単位, 選択科目は10単位以上, 合計30単位以上を修得すること。
2. 選択科目に大学院共通教育科目の「イノベーション創出型研究者養成」 (2単位) を含めることができる。
3. 指導教員が必要と認めた場合には, 学部開講科目を履修させることがある。ただし, 修了に必要な単位に算入しない。
4. (講)は講義, (演)は演習, (実)は実験・実習の授業形態を表す。 (Ⅱ－5 参照)

(博士後期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	研究指導科目	応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 1A	1	3	(実)	18		応用生物科学専攻 教授・准教授・講師	
		応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 1B	1	3	(実)		18		
		応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 2A	2	3	(実)	18			
		応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 2B	2	3	(実)		18		
		応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 3A	3	3	(実)	18			
		応 用 生 物 科 学 特 別 研 究 実 験 3B	3	3	(実)		18		

- 注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正B」（1単位）を含む19単位を修得すること。
2. 履修登録は指導教員の指導のもとで行うこと。
3. 指導教員が必要と認めた場合には，博士前期課程開講科目を履修させることがある。
4. (実)は実験・実習の授業形態を表す。（Ⅱ－5参照）

IV. 履修要項 (生命機能化学専攻)

1. 教育目的および教育目標

■教育目的

あらゆる生物の生命現象を分子から細胞・個体レベルへと展開して総合的に解析・理解するとともに、生物資源の効率的利用や環境修復への応用などに関する生命機能化学における専門的知識を修得した人材を養成する。博士前期課程では、その知識に基づいた研究技術やプレゼンテーション技術を身に付け、主体的に研究課題から問題を抽出して論理的に解決へと導く能力や国際的な視野を持った高度専門職業人や研究者として、バイオサイエンスやバイオテクノロジーに関連した幅広い分野で人類が直面している資源・環境・食・健康・生命に関する社会的課題に化学的視点から取り組み、挑戦する高い志を持った人材を養成する。博士後期課程では、総合的視野や洞察力、独創的かつ論理的思考能力、課題対応力、自立的研究推進能力を身に付け、国際的な視野を持った高度専門職業人や研究者として、バイオサイエンスやバイオテクノロジーに関連した幅広い分野で人類が直面している資源・環境・食・健康・生命に関する社会的課題に化学的視点から取り組み、挑戦する高い志を持った人材を養成する。

(農学研究科規程 第4条)

■教育目標

<博士前期課程>

1. あらゆる生命体を持つ多様な機能を化学的視点から分子・細胞・個体レベルで解析・理解するとともに、その機能を生物資源の効率的な利用、有用性・機能性の向上あるいは環境修復などへ応用する能力を身に付ける。
2. 生命機能化学の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て、研究課題を適切に設定する能力を身に付ける。
3. 生命機能化学の研究領域に関する専門知識に基づき、研究課題の検証を実験的に行い、得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力、問題解決能力を身に付ける。
4. 生命機能化学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え、総合的視野で多面的に物事を考える能力を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して、生命機能化学の高度な専門技術者として論理的な記述力、図表などによる表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション、プレゼンテーションの経験を通して、国際的視野を持ち、世界で活躍できる能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について

学ぶことにより，社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付ける。

8. 生命機能化学の研究領域，さらには領域融合型研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する能力を身に付ける。

<博士後期課程>

1. あらゆる生命体を持つ多様な機能を化学的視点から分子・細胞・個体レベルで解析・理解するとともに，その機能を活用することで生物資源の効率的な利用や生産，有用性や機能性の向上あるいは環境修復などへ応用する高度な学術研究能力を身に付ける。
2. 生命機能化学の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て，研究課題を適切に設定する高度な学術研究能力を身に付ける。
3. 生命機能化学の研究領域に関する専門知識に基づき，研究課題の検証を実験的に行い，独創的かつ柔軟性に優れた自立的研究能力を有する研究者として得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力，問題解決能力を身に付ける。
4. 生命機能化学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え，総合的かつ多面的な視野と深い専門的学識を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して，生命機能化学の高度な学術研究者として論理的な記述力，図表などによる表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション，プレゼンテーションの経験を通して，国際的視野を持ち，世界で活躍できる高度な学術研究能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより，社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付ける。
8. 生命機能化学の研究領域，さらには領域融合型研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する高度な能力を身に付ける。

(生命機能化学専攻ディプロマポリシーより)

2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

<博士前期課程（生命機能化学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバス等を参考にして個々の学生の指導を行う。
- ③ 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに 1 名を決定し、必要な場合は副研究指導教員を設ける（研究指導教員が助教の場合は、必ず講師以上の副研究指導教員を設ける）。

（2）副研究指導教員の役割（副研究指導教員を設ける場合）

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導に関する学生からの相談に応じ調整を行う。
- ③ 副研究指導教員を設ける場合は、学生ごとに 1 名または 2 名とする。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員を選択する。
- ② 入学予定者は、原則として入学までに研究指導教員予定者を決定しておく。
- ③ 入学後、専攻教授会において研究指導教員を正式決定する。

（4）研究指導の方法 ※1

① 研究計画の立案（1 年次）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献調査方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。

② 研究の遂行（1 年次～2 年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。
- (3) 研究指導教員は、研究の進捗状況について確認し、研究の進捗状況に応じた指導を行う。

③ 研究経過の中間報告（1 年次 10 月以降）

学生は、生命機能化学研究プレゼンテーションの授業において研究経過を報告する。

④ 修士論文の作成（2 年次）

- (1) 学生は、研究成果をもとに修士論文をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

⑤ 修士論文の提出・発表（2年次）

学生は修士論文を指定した期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。

⑥ 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。

※1 （ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合はこの日程に準ずる。

<博士後期課程（生命機能化学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバス等を参考にして個々の学生の指導を行う。
- ③ 研究指導教員は、学生の希望に基づき学生ごとに1名（教授又は准教授）を決定し、必要な場合は副研究指導教員（講師以上）を設ける。

（2）副研究指導教員の役割（副研究指導教員を設ける場合）

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導に関する学生からの相談に応じ調整を行う。
- ③ 副研究指導教員を設ける場合は、学生ごとに1名または2名とする。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員（教授又は准教授）を選択する。
- ② 入学予定者は、原則として入学までに研究指導教員予定者を決定しておく。
- ③ 入学後、専攻教授会において研究指導教員を正式決定する。

（4）研究指導の方法 ※1

① 研究計画の立案（1年次）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献検索方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。

② 研究の遂行（1年次～3年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。
- (3) 研究指導教員は、研究の進捗状況について確認し、研究の進捗状況に応じた指導を行う。

③ 研究経過の中間報告（2年次 10月以降）

学生は、中間報告会において研究経過を報告する。

④ 英文学術雑誌投稿論文の作成（1年次後期～3年次）

(1) 学生は、研究成果をもとに英文学術雑誌への投稿論文を作成する。

(2) 指導教員は、英文学術雑誌投稿論文の構成や英作文、図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導すると共に、投稿、査読・改訂等、投稿論文受理に至るプロセスを指導する。

⑤ 博士論文の作成（3年次）

(1) 学生は、研究成果をもとに博士論文をまとめる。

(2) 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

⑥ 博士論文の提出・発表（3年次）

学生は博士論文を指定した期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。

⑦ 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。

※1 （ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合はこの日程に準ずる。

3. 学位授与申請資格・学位審査基準

<博士前期課程（生命機能化学専攻）>

（1）学位授与申請資格

当該専攻の博士前期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

（2）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第1次審査（審査委員会委員による事前審査）と第2次審査（修士論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会の構成員による審査）を経て、研究科教授会から審議委任された研究科会議において学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。

③ 第2次審査

審査委員会委員の出席する公開の修士論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員により合否を判断する。

（3）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

第1次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性
- (4) 修士論文の構成・体裁

第2次審査は、上記の(1)～(4)に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評定基準

(1) 第1次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第2次審査

審査委員会委員および専攻教員会議の構成員が合否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。

<博士後期課程（生命機能化学専攻）>

（１）学位授与申請資格

当該専攻の博士後期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

また、学位申請する博士論文の主要な内容が、しかるべき査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として１報以上掲載（受理を含む）されていること。

なお、学位申請する博士論文の主要な内容が、しかるべき査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として３報以上掲載（受理を含む）されているかそれに準ずる顕著な業績をあげている場合は、大学院学則第32条のただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

（２）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第１次審査（審査委員会委員による個別審査）と第２次審査（論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第１次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第１次審査で申請論文が可と評価された場合、第２次審査を行うものとする。

③ 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員の出席する公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および当該専攻教授からなる会議で合否を判断する。

（３）学位論文審査の審査項目と評価基準

① 審査項目

第１次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性・革新性
- (4) 博士論文の構成・体裁

第２次審査は、上記の（１）～（４）に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評価基準

(1) 第１次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員が合否を判断する。出席者の３分の２以上が可と評価した場合を合とする。

4. 専門科目 履修課程表

(博士前期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	専門科目	生命機能化学特論 A	1	2	(講)	2		教授 渡邊 義之 他	集中講義
		生命機能化学特論 B	1	2	(講)		2	准教授 甲斐 建次 他	
		生命機能化学キャリアデザイン	1	1	(講)	※	※	教授 渡邊 義之 他	
		生命機能化学研究プレゼンテーション	1	1	(演)		2	生命機能化学専攻全教員	
		生命機能化学グローバルプレゼンテーション	1	1	(講)	※	※	ポピエル ヘレナ 明子 (非常勤) (東京医科大学 国際医学情報学分野 助教)	
	研究指導科目	生命機能化学ゼミナール 1A	1	1	(演)	2		生命機能化学専攻全教員	
		生命機能化学ゼミナール 1B	1	1	(演)		2		
		生命機能化学ゼミナール 2A	2	1	(演)	2			
		生命機能化学ゼミナール 2B	2	1	(演)		2		
		生命機能化学研究実験 1A	1	2.5	(実)	15			
		生命機能化学研究実験 1B	1	2.5	(実)		15		
		生命機能化学研究実験 2A	2	2.5	(実)	15			
		生命機能化学研究実験 2B	2	2.5	(実)		15		
選択科目	専門科目	生理活性物質化学特論	1・2	1	(講)		1	教授 秋山 康紀 准教授 甲斐 建次	集中講義
		生体高分子機能学特論	1・2	1	(講)	1		教授 乾 隆 准教授 石橋 宰	
		食品素材化学特論	1・2	1	(講)		1	教授 渡邊 義之	
		生命分子合成学特論	1・2	1	(講)	1		教授 谷森 紳治 准教授 園田 素啓	
		生物物理化学特論	1・2	1	(講)	1		教授 藤枝 伸宇	
		発酵制御化学特論	1・2	1	(講)		1	教授 片岡 道彦 准教授 岸田 正夫	
		生物資源循環工学特論	1・2	1	(講)	1		教授 阪本 龍司 准教授 上田 光宏	
		食品代謝栄養学特論	1・2	1	(講)		1	講師 中澤 昌美 教授 山地 亮一	
		微生物機能開発学特論	1・2	1	(講)	1		准教授 原田 直樹 教授 川口 剛司	
								准教授 炭谷 順一 准教授 谷 修治	
								准教授 尾形 善之 教授 青木 考	
								教授 乾 隆 准教授 石橋 宰	

※印は開講期を表す。

注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正A」(1単位)を含む22単位, 選択科目は8単位以上, 合計30単位以上を修得すること。

2. 選択科目に大学院共通教育科目の「イノベーション創出型研究者養成」(2単位)を含めることができる。

3. 指導教員が必要と認めた場合には, 学部開講科目を履修させることがある。ただし, 修了に必要な単位に算入しない。

4. (講)は講義, (演)は演習, (実)は実験・実習の授業形態を表す。(Ⅱ－5参照)

(博士後期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	研究指導科目	生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 1A	1	3	(実)	18		生命機能化学専攻 教授・准教授・講師	
		生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 1B	1	3	(実)		18		
		生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 2A	2	3	(実)	18			
		生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 2B	2	3	(実)		18		
		生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 3A	3	3	(実)	18			
		生 命 機 能 化 学 特 別 研 究 実 験 3B	3	3	(実)		18		

- 注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正B」（1単位）を含む19単位を修得すること。
2. 履修登録は指導教員の指導のもとで行うこと。
3. 指導教員が必要と認めた場合には，博士前期課程開講科目を履修させることがある。
4. (実)は実験・実習の授業形態を表す。（Ⅱ－5参照）

V. 履修要項 (緑地環境科学専攻)

1. 教育目的および教育目標

■教育目的

生命の基盤となる農地や自然地, 都市緑地を取り巻く環境に関わる様々な課題を緑地学や農業工学, 生態学や環境学など緑地環境科学における幅広い分野の専門的知識と技術を修得した人材を養成する。博士前期課程では, その知識に基づいた研究技術やプレゼンテーション技術を身に付け, さらに主体的に研究課題から問題を抽出して論理的に解決へと導く能力や国際的な視野を持って, 高度専門職業人や研究者として, 多様化する緑地環境科学に関連した幅広い分野や社会の多方面で活躍できる人材を養成する。博士後期課程では, その知識に基づいた研究技術やプレゼンテーション技術を身に付け, 主体的に研究課題から問題を抽出して論理的に解決へと導く能力や国際的な視野を持って, 高度専門職業人や研究者として, 環境の要素となる大気, 水, 土, 生物と人間活動との関わりによって形成される緑地環境の課題について, 学際的に取り組み, 持続可能な社会の実現に貢献できる人材を養成する。

(農学研究科規程 第4条)

■教育目標

<博士前期課程>

1. 環境の要素となる大気, 水, 土, 生物と人間活動との関わりによって形成される緑地環境が抱える多様な問題を幅広い学問分野から多角的に理解・解明するとともに, 修得した専門的知識と技術を問題解決に応用する能力を身に付ける。
2. 緑地環境科学の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て, 研究課題を適切に設定する高度な科学技術能力を身に付けている。
3. 緑地環境科学の研究領域に関する専門知識に基づき, 研究課題の検証を実践し, 得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力, 問題解決能力を身に付ける。
4. 緑地環境科学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え, 総合的視野で多面的に物事を考える能力を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して, 緑地環境科学の高度な専門技術者として論理的な記述力, 図表などによる表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション, プレゼンテーションの経験を通して, 国際的視野を持ち, 世界で活躍できる能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより, 社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理

観と責任感を身に付ける。

8. 緑地環境科学の研究領域，さらには広領域にわたる研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する能力を身に付ける。

<博士後期課程>

1. 環境の要素となる大気，水，土，生物と人間活動との関わりによって形成される緑地環境が抱える多様な問題を幅広い学問分野から多角的に理解・解明するとともに，修得した専門的知識と技術を問題解決に応用する高度な学術研究能力を身に付ける。
2. 緑地環境科学の研究領域に関する学問的かつ社会的な問題を主体的に抽出し仮説を立て，研究課題を適切に設定する高度な学術研究能力を身に付ける。
3. 緑地環境科学の研究領域に関する専門知識に基づき，研究課題の検証を実践し，独創的かつ柔軟性に優れた自立的研究能力を有する研究者として得られた結果を適切に解析・分析して新規の結論に導くための創造的かつ論理的な思考能力，問題解決能力を身に付ける。
4. 緑地環境科学の研究領域に関連する幅広い関連学問領域についての専門知識と技術を備え，総合的かつ多面的な視野と深い専門的学識を身に付ける。
5. 研究成果の取りまとめを通して，緑地環境科学の高度な学術研究者として論理的な記述力，図表などによる高度な表現能力を身に付ける。
6. 英語によるコミュニケーション，プレゼンテーションの経験を通して，国際的視野を持ち，世界で活躍できる高度な学術研究能力を身に付ける。
7. 研究成果の適切な取り扱いや科学技術が社会および自然環境に及ぼす影響について学ぶことにより，社会の発展に貢献する高度専門職業人や研究者としての高い倫理観と責任感を身に付ける。
8. 緑地環境科学の研究領域，さらには広領域にわたる研究やプロジェクトを自主的，計画的に推進する高度な能力を身に付ける。

(緑地環境科学専攻ディプロマポリシーより)

2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

<博士前期課程（緑地環境科学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の学修・研究に必要な授業科目の履修について指導を行う。
- ③ 研究指導教員は学生ごとに1名とし、必要な場合は副研究指導教員を設ける（研究指導教員が助教の場合は、必ず講師以上の副研究指導教員を設ける）。

（2）副研究指導教員の役割

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導についての学生からの相談に応じ調整を行う。
- ③ 副研究指導教員を設ける場合は、学生ごとに1名または2名とする。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 出願者は、学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員を選択する。
- ② 入学試験時の口頭試問において、出願者が研究指導を希望する教員と希望理由を確認する。
- ③ 専攻教授会において入学予定者の希望に基づき研究指導教員を、併せて必要な場合は副研究指導教員を決定する。
- ④ 原則、入学までに研究指導教員を決定する。

（4）研究指導の方法

- ① 研究計画の立案（1年次）
 - （1）学生は、決定した研究課題に関して先行研究を整理し研究計画を立案する。
 - （2）研究指導教員は、学生の研究計画立案に際し、研究方法、文献の検索や読解方法等を指導する。
 - （3）学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。
- ② 研究の遂行（1年次～2年次）
 - （1）学生は、研究計画に従って研究を遂行する。1年次では、主に予備的な実験や調査を行い研究方法の確立を図る。2年次では、確立した研究方法によりデータ収集・解析等を進め、その成果を修士論文としてまとめる。
 - （2）研究指導教員は、研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行う。
- ③ 研究成果の中間報告（2年次）
 - （1）学生は、ここまでの成果と今後の予定について、緑地環境科学プレゼンテーションの授業において報告する。
 - （2）研究指導教員は、プレゼンテーション方法等について指導する。
- ④ 修士論文の作成（2年次）
 - （1）学生は、研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、研究指導教員のもとで修士論文をまとめる。

- (2) 研究指導教員は、修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。
- ⑤ 修士論文の提出・発表（2年次）
学生は、修士論文を指定する期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。
- ⑥ 研究指導報告書の提出（2年次）
研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。
-

<博士後期課程（緑地環境科学専攻）>

（1）研究指導教員の役割

- ① 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- ② 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の学修・研究に必要となる授業科目の履修について指導を行う。
- ③ 研究指導教員は学生ごとに1名（教授または准教授）を決定し、必要な場合は副研究指導教員（講師以上）を設ける。

（2）副研究指導教員の役割

- ① 副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を行う。
- ② 副研究指導教員は、研究指導教員の指導についての学生からの相談に応じ調整を行う。
- ③ 副研究指導教員を設ける場合は、学生ごとに1名または2名とする。

（3）研究指導教員の決定プロセス

- ① 出願者は、学生募集要項記載の教員一覧等を参考に、出願前に研究指導を希望する教員との面談等を行い、出願時に希望する研究指導教員（教授又は准教授）を選択する。
- ② 入学試験時の口頭試問において、出願者が研究指導を希望する教員と希望理由を確認する。
- ③ 専攻教授会において入学予定者の希望に基づき研究指導教員を、併せて必要な場合は副研究指導教員を決定する。
- ④ 原則、入学までに研究指導教員を決定する。

（4）研究指導の方法

- ① 研究計画の立案（1年次）
(1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究を整理し研究計画を立案する。
(2) 研究指導教員は、学生の研究計画立案に際し、研究方法、文献の検索や読解方法等を指導する。
(3) 学生と研究指導教員は、協議のうえ「研究指導計画書」を作成し、研究科長へ提出する。
- ② 研究の遂行（1年次～3年次）
(1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。1年次では、主に予備的な実験や調査を行い研究方法の確立を図る。2、3年次では、確立した研究方法によりデータ収集・解析等を進め、その成果を博士論文としてまとめる。

- (2) 研究指導教員は、研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行う。
- ③ 論文投稿および学会発表（1年次～3年次）
 - (1) 学生は、研究成果について学術誌への論文投稿や学会での発表を行う。
 - (2) 研究指導教員は、投稿論文のまとめ方、学会発表の方法等について指導する
- ④ 博士論文の作成（3年次）
 - (1) 学生は、研究成果をもとに博士論文の作成を開始し、研究指導教員のもとで博士論文をまとめる。
 - (2) 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。
- ⑤ 博士論文の提出・発表（3年次）
 - 学生は、博士論文を指定する期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。
- ⑥ 研究指導報告書の提出（3年次）
 - 研究指導教員は、「研究指導報告書」を作成し、研究科長に提出する。

3. 学位授与申請資格・学位審査基準

<博士前期課程（緑地環境科学専攻）>

（1）学位授与申請資格

当該専攻の博士前期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

（2）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第1次審査（審査委員会委員による事前審査）と第2次審査（修士論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会から審議委任された研究科会議において学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。

③ 第2次審査

公開の修士論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査で合否を判断する。

（3）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

当該専攻の学術研究の発展に寄与すること。当該研究の意義・目的が的確に記述され、研究目的を達成するための方法、論拠とするデータ等の信頼性などが担保されていること。

② 評定基準

（1）第1次審査

審査委員会委員が上記の審査項目を踏まえて審査の対象とする基準に達したと評価した場合を可とする。

（2）第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で合否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。

<博士後期課程（緑地環境科学専攻）>

（１）学位授与申請資格

当該専攻の博士後期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

また、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として２報以上掲載（受理を含む）されていること。

なお、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として３報以上掲載（受理を含む）されているかそれに準ずる顕著な業績をあげている場合は、大学院学則第 32 条のただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

（２）学位論文審査手続き

① 学位論文の審査は、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による第１次審査（予備審査）と第２次審査（論文発表会）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第１次審査

論文の内容について学内の関係者の意見を聴取するために、専攻内で予備審査を行い、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

③ 第２次審査

第１次審査での意見が反映されていることの確認と、学内外の関係者からの意見聴取のために公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

（３）学位論文審査の審査項目と評価基準

① 審査項目

- （１）学術的重要性・妥当性
- （２）研究計画・方法の妥当性
- （３）論拠とするデータ等の信頼性
- （４）研究成果の独創性及び新規性

② 評価基準

（１）第１次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で上記の審査項目を踏まえて審査の対象とする基準に達したと評価した場合を可とする。

（２）第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。出席者の３分の２以上が可と評価した場合を可とする。

4. 専門科目 履修課程表

(博士前期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	専門科目	緑 地 環 境 科 学 特 論	1	2	(講)	2		緑地環境科学専攻全教授	
		緑 地 環 境 科 学 キ ャ リ ア デ ザ イ ン	1	1	(講)	※	※	教 授 加我 宏之 教 授 山田 宏之	
		緑 地 環 境 科 学 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン A	2	1	(講)	1		緑地環境科学専攻全教員	
		緑 地 環 境 科 学 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン B	2	1	(講)		1	緑地環境科学専攻全教員	
	研究指導科目	緑 地 環 境 科 学 ゼ ミ ナ ー ル A	1	1	(演)	4		緑地環境科学専攻全教員	
		緑 地 環 境 科 学 ゼ ミ ナ ー ル B	1	1	(演)		4		
		緑 地 環 境 科 学 ゼ ミ ナ ー ル C	2	1	(演)	4			
		緑 地 環 境 科 学 ゼ ミ ナ ー ル D	2	1	(演)		4		
		緑 地 環 境 科 学 研 究 実 験 A	1	2	(実)	12			
		緑 地 環 境 科 学 研 究 実 験 B	1	2	(実)		12		
		緑 地 環 境 科 学 研 究 実 験 C	2	2	(実)	12			
		緑 地 環 境 科 学 研 究 実 験 D	2	2	(実)		12		
		緑 地 環 境 科 学 応 用 実 験	2	1	(実)	6			
		緑 地 環 境 科 学 応 用 演 習	2	1	(演)		4		
選択科目	専門科目	生 態 気 象 学 特 論	1	2	(講)	2		教 授 山田 宏之 准教授 青野 靖之 准教授 植山 雅仁	
		生 物 環 境 調 節 学 特 論	1	2	(講)		2	教 授 洪谷 俊夫 講 師 遠藤 良輔	
		土 環 境 学 特 論	1	2	(講)		2	准教授 谷川 寅彦 准教授 木全 卓	
		水 環 境 学 特 論	1	2	(講)		2	教 授 堀野 治彦 准教授 中桐 貴生	
		生 産 環 境 学 特 論	1	2	(講)		2	准教授 西浦 芳史 准教授 平井 宏昭	
		緑 地 計 画 学 特 論	1	2	(講)		2	教 授 加我 宏之 准教授 武田 重昭	
		緑 地 保 全 学 特 論	1	2	(講)	2		教 授 藤原 宣夫 准教授 中村 彰宏	
		地 域 生 態 学 特 論	1	2	(講)	2		教 授 今西 純一	
		環 境 動 物 昆 虫 学 特 論	1	2	(講)	2		教 授 平井 規央 准教授 上田 昇平	
		緑 地 環 境 科 学 特 別 講 義 A	1	2	(講)	2		本藤 祐樹 (非常勤) (横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授)	集中講義
		緑 地 環 境 科 学 特 別 講 義 B	2	2	(講)	2		教 授 嘉名 光市 (工学研究科)	集中講義

※印は開講期を表す。

- 注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正A」 (1単位) を含む20単位、選択科目は10単位以上、合計30単位以上を修得すること。
2. 選択科目に大学院共通教育科目の「イノベーション創出型研究者養成」 (2単位) を含めることができる。
3. 指導教員が必要と認めた場合には、学部開講科目を履修させることがある。ただし、修了に必要な単位に算入しない。
4. (講)は講義、(演)は演習、(実)は実験・実習の授業形態を表す。(Ⅱ－5参照)

(博士後期課程)

区 分		科 目	配当 年次	単 位 数	授 業 形 態	週授業 時間数		担 当 教 員	備 考
						前 期	後 期		
必修科目	研究指導科目	緑 地 環 境 科 学 研 究 法 特 別 演 習 A	1	3	(実)	18		緑地環境科学専攻 教授・准教授・講師	
		緑 地 環 境 科 学 研 究 法 特 別 演 習 B	1	3	(実)		18		
		緑 地 環 境 科 学 特 別 演 習 A	2	3	(実)	18			
		緑 地 環 境 科 学 特 別 演 習 B	2	3	(実)		18		
		緑 地 環 境 科 学 特 別 研 究 A	3	3	(実)	18			
		緑 地 環 境 科 学 特 別 研 究 B	3	3	(実)		18		

- 注1. 必修科目は大学院共通教育科目の「研究公正B」（1単位）を含む19単位を修得すること。
2. 履修登録は指導教員の指導のもとで行うこと。
3. 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程開講科目を履修させることがある。
4. (実)は実験・実習の授業形態を表す。（Ⅱ－5参照）

VI. 大阪公立大学及び 大阪公立大学工業高等専門学校の 学術研究に係る行動規範

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

(研究グループの代表者の責務)

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。
- ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
 - ・ グループ内での確認体制の構築
 - ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
 - ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

(研究活動)

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうること自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等に当たっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

- 19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。
- ・ 研究倫理の確立
 - ・ 研究者倫理の向上
 - ・ 研究環境の整備
 - ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
 - ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

- 20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

別表 農学研究科 教員一覧

2022 年 4 月 1 日現在

専攻	教育研究グループ	教 員			
		教 授	准教授	講 師	助 教
応用生物科学専攻	植物分子育種学	小泉 望	岩田 雄二		
	機能ゲノム科学	青木 考*	尾形 善之		津島 綾子
	細胞分子生物学	稲田 のりこ		深田 尚	
	代謝機能学	太田 大策	岡澤 敦司	小川 拓水	
	植物栄養学	高野 順平		松村 篤	
	植物病理学	東條 元昭	望月 知史		
	遺伝育種学	横井 修司**		手塚 孝弘	
	食料安全科学	佐々木 伸大	山口 夕		
	園芸生産学		塩崎 修志	古川 一 和田 光生	
	栽培管理学		大江 真道		築瀬 雅則

* 応用生物科学専攻長

** 農学部附属教育研究フィールド長

専攻	教育研究グループ	教 員			
		教 授	准教授	講 師	助 教
生命機能化学専攻	発酵制御化学	片岡 道彦	岸田 正夫		三浦 夏子
	生物資源循環工学	阪本 龍司	上田 光宏	中澤 昌美	
	生理活性物質化学	秋山 康紀	甲斐 建次		
	生体高分子機能学	乾 隆	石橋 宰		西村 重徳
	食品代謝栄養学	山地 亮一	原田 直樹		北風 智也
	食品素材化学	渡邊 義之			
	微生物機能開発学	川口 剛司	炭谷 順一 谷 修治		
	生命分子合成学	谷森 紳治*	園田 素啓		
	生物物理化学	藤枝 伸宇			日比野 威

* 生命機能化学専攻長

専攻	教育研究グループ	教 員			
		教 授	准教授	講 師	助 教
緑地環境科学専攻	生態気象学	山田 宏之	青野 靖之 植山 雅仁		
	生物環境調節学	渋谷 俊夫		遠藤 良輔	
	土環境学		木全 卓 谷川 寅彦		工藤 庸介
	水環境学	堀野 治彦	中桐 貴生	櫻井 伸治	
	生産環境学		西浦 芳史 平井 宏昭		
	緑地計画学	加我 宏之	武田 重昭		松尾 薫
	緑地保全学	藤原 宣夫*	上田 萌子 中村 彰宏		
	地域生態学	今西 純一			大塚 芳嵩
	環境動物昆虫学	平井 規央	上田 昇平		

*緑地環境科学専攻長

大阪公立大学大学院 農学研究科

教育推進課

TEL 072-254-9401

FAX 072-254-8349